

釧路市 アイヌ工芸技術後継者育成事業（アイヌ工芸等担い手育成事業） 次世代アイヌ工芸技術伝承者 募集要領

釧路市は北海道の東に位置し、「釧路湿原国立公園」「阿寒摩周国立公園」と2つの国立公園・ラムサール登録湿地を有し、国の特別天然記念物「タンチョウ」や「阿寒湖のマリモ」に代表される世界一級の自然資源に恵まれ、同時に様々な都市機能も有する道東の拠点都市として発展してきたマチです。

活動拠点となります釧路市の阿寒湖温泉地区は道内でも有数の観光地として知られており、そのみどころのひとつに多くの観光客が訪れる「阿寒湖アイヌコタン」があります。

阿寒湖アイヌコタンはアイヌの方々が生活する集落としては道内最大規模を誇り、そこに暮らす皆さんは、先人たちから伝統的な木彫や刺繍織物・舞踊・歌唱・食文化などを継承してきているほか、近年では新たな試みとしてアイヌ文化に関する使用のコンサルティング・監修・制作・認証事業も発足したところです。

このように伝統と革新が融合する阿寒湖アイヌコタンで、アイヌ工芸技術の担い手を育成する取り組み「アイヌ工芸技術後継者育成事業（アイヌ工芸等担い手育成事業）」を実施しております。

当事業は、令和6年度より供用開始となりましたアイヌ工芸技術の担い手育成の拠点「阿寒アイヌクラフトセンター」（愛称『ハリキキ』）において、各地からアイヌの工芸技術を学びに来る方々に阿寒湖アイヌコタンの特色を生かした研修カリキュラムを用意し、アイヌ文化の伝承・技術継承を行い、アイヌ文化担い手の育成と独立支援を目的としています。

阿寒湖のアイヌ文化の伝承・技術継承に取り組み、将来の阿寒湖アイヌコタンを支えていく次世代の担い手となる人材を、釧路市 アイヌ工芸技術後継者育成事業（アイヌ工芸等担い手育成事業）次世代アイヌ工芸技術伝承者として募集いたします。

意欲のある方の応募を心よりお待ちしております。

【募集概要】

募集人数	最大4名
募集対象	釧路市 アイヌ工芸技術後継者育成事業（アイヌ工芸等担い手育成事業）実施要綱に同意し、同要綱第5条（研修参加資格）に該当する方。

活動概要	阿寒アイヌクラフトセンター『ハリキキ』（以下「クラフトセンター」という。）において、主に以下のような活動を行っていただきます。 ① クラフトセンターでの釧路市アイヌ工芸技術後継者育成事業（アイヌ工芸等担い手育成事業）（以下「本事業」という。）に関する活動 ・事業主体及び運営主体が定める研修講座への参加 ・阿寒湖アイヌコタン及び近隣自治体で実施される伝統行事等への参加 ・阿寒湖温泉及びアイヌ団体の催行するイベントへの出席 ② その他必要な活動。
活動場所	〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 8 番 3 号 阿寒アイヌクラフトセンター『ハリキキ』および周辺エリア
雇用関係の有無	なし。
活動形態	① 雇用関係は発生しないため、健康保険及び年金等はご自身で加入し、保険料等を負担いただきます。 活動時間は『工芸技術伝承者育成事業の概要』項目を参照してください。 ※ただし活動の内容により変動する場合があります。 ② 毎日の活動終了後に活動内容について日報を提出していただきます。 ③ 上記の活動に差し支えない範囲で兼業を行うことができます。（要届出）
活動経費	(1) 参加奨励費 日額 9,760 円を支給（月初～月末分までの合計額を翌月支給） <u>例）月 20 日活動した場合の月額（9,760 円×20 日＝195,200 円）</u> (2) 旅費 外部研修に係る交通費・宿泊費用の支給 ※上限／審査あり （注）自己都合により活動への不参加及び活動への以降の参加を辞退した場合や研修修了後に一定期間（最低 1 年程度）阿寒湖アイヌコタンにて活動しない場合については支払い済みの参加奨励費の返還を求めることや支払額からの控除を行うことがあります。

本事業の概要	伝統的な木彫・刺繍織物・楽器制作の技術全般、釧路地方のアイヌ語と口承文芸についての学習をはじめ、アイヌ民族の歴史や関連する法律の知識と総合的な教養の習得、講座修了後の独立起業におけるマネジメントや各知識を身につけられる内容。 ○活動曜日及び時間 毎週日曜日及び水曜日から土曜日（週5日間） 1日7時間（自習時間含む）×年間240日程度×2年間 ≒ 3,360時間程度 ○休講日 毎週月曜日及び火曜日 年末年始及び盆休暇あり。 ※研修生の教育上特に必要がある場合は、休講日に研修が入ることがあります。 ○活動期間 令和8年4月～令和10年3月 ○終了基準 講座への出席日数や知識・技術の習得度合いを考慮し、技術講師と運営主体が協議して決定する。 ※2年間の活動期間終了後も技術研さん等のためのクラフトセンター利用は可能。（要件有）
本事業修了後の処遇	就職等のあっせんはしないが、希望者には阿寒湖アイヌコタン内でのアイヌ関係事業のあっせん及び阿寒湖アイヌコタン内の空き店舗等を使ったチャレンジショップ事業の実施を予定。
本事業講座講師	阿寒湖アイヌコタンのアイヌ工芸家、近隣地域のアイヌ文化伝承者、アイヌ文化研究者などのアイヌ文化と伝統技術における知識が豊富な人員を想定。（一部講座では各科目の専門分野の講師の招へいを想定）
本事業講座内容	別添「令和8年度『阿寒アイヌクラフトセンター』アイヌ工芸等担い手育成カリキュラム（案）」を参照。 ※天候や講師の都合等により変更の可能性あり。

応募受付 期間	令和7年4月1日（火） ～ 令和7年9月30日（火）〔消印有効〕
申込方法	① 別添「釧路市アイヌ工芸技術後継者育成事業（アイヌ工芸等担い手育成事業）次世代アイヌ工芸技術伝承者_申込書」および「釧路市アイヌ工芸技術後継者育成事業（アイヌ工芸等担い手育成事業）次世代アイヌ工芸技術伝承者_履歴書」の各用紙を下記の URL よりダウンロードしてください。 https://www.city.kushiro.lg.jp/bunkasports/shougaigakushuu/1005705/1014015/1014017/1014800.html ② 各申込書・履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付してください。 ※メールアドレス欄は、携帯電話以外のファイル添付が確認できるメールアドレスも記入してください。 ※所有している資格は全て記入してください。（枠が足りない時には様式外別紙でも可。） ③ 各申込書・履歴書に下記書類を添付して提出してください。 ・住民票記載事項証明書（応募者本人が対象のもので受付開始日以降のもの） ・普通自動車運転免許の写し（保有している場合） ※ 裏面に記載がある場合は裏面も必要です。 ・卒業（見込）証明書（最終卒業校のもの） ・健康診断書（直近1年以内の物）※一次選考通過者のみ （提出先） 〒085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目8番3号 阿寒アイヌクラフトセンター内 釧路市阿寒町行政センター 阿寒湖アイヌ施策推進室 宛 ※ 提出された書類は返却いたしません。 ※ 健康診断書等取得に関する費用は自己負担となります。
選考方法	① 第一次選考 ・所定の応募用紙による書類選考を行います。選考結果は文書にて通知します。第一次合格者には、第二次選考の日時を通知します。

	② 第二次選考 ・第一次合格者を対象に、釧路市内（阿寒湖温泉地区）でインターンシップ（希望者のみ）及び面接を実施します。 ※インターンシップの参加は二次選考の加点に含みません。 ※第二次選考に伴う旅費は自己負担となります。（インターンシップの際の宿泊に関しては一部負担いたします。） ※阿寒湖温泉地区にお越しになれない方はご相談ください。
その他・留意事項	① 募集に関する質問は、郵送、ファクス又はメールで受け付けます。質問の様式は問いません。電話での質問は受け付けませんのでご注意ください。 ② 質問の回答は、質問者に郵送、ファクス又はメールで返信しますので、住所、ファクス番号又はメールアドレスをご記載ください。
問合先	〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 8 番 3 号 阿寒アイヌクラフトセンター内 釧路市阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室（担当：大澤・田村） T E L : 0154-67-2552（直通） F A X : 0154-67-2839 E-mail : agak-aynuhisakusuishin@city.kushiro.lg.jp

（注）当該事業は、予算成立前に募集を行っています。事業の実施にあたっては、釧路市議会での令和 8 年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることを、あらかじめご了承ください。